

第百八十六回 参議院憲法審査会會議録第一一〇号

平成二十六年五月十四日(水曜日)

午後零時二十六分開会

委員の異動

二月二十六日

中泉 松司君

大島九州男君

二月二十七日

寺田 典城君

五月九日

大家 敏志君

五月十二日

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

伊達 忠一君

補欠選任

山下 雄平君

藤末 健三君

補欠選任

川田 龍平君

補欠選任

伊達 忠一君

補欠選任

大家 敏志君

小坂 憲次君

赤池 誠章君

佐藤 正久君

中川 雅治君

丸川 珠代君

小西 洋之君

白 眞敷君

西田 実仁君

清水 貴之君

松田 公太君

仁比 聡平君

石井 正弘君

石田 昌宏君

宇都 隆史君

大沼みずほ君

木村 義雄君

北村 経夫君

上月 良祐君

滝波 宏文君

堂故 茂君

豊田 俊郎君

中曾根弘文君

柳本 卓治君

山下 雄平君

足立 信也君

有田 芳生君

石上 俊雄君

小川 敏夫君

櫻井 充君

林 久美子君

広田 一君

藤末 健三君

前川 清成君

石川 博崇君

魚住裕一郎君

佐々木さやか君

東 徹君

川田 龍平君

和田 政宗君

吉良よし子君

福島みずほ君

船田 元君

中谷 元君

北側 一雄君

枝野 幸男君

馬場 伸幸君

三谷 英弘君

島中 光成君

発議者 鈴木 克昌君

事務局側 憲法審査会事務局長 情野 秀樹君

本日会議に付した案件

○幹事補欠選任の件

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○会長(小坂憲次君) たいだいまから憲法審査会を開会いたします。

幹事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在幹事が一名欠員となっております。

お諮りいたします、その補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に清水貴之君を指名いたします。

○会長(小坂憲次君) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員船田元君から趣旨説明を聴取いたします。船田元君。

○衆議院議員(船田元君) たいだいま議題となりまして日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

平成十九年五月に制定された日本国憲法の改正

手続に関する法律には、その附則に三つの検討課題、いわゆる三つの宿題が定められております。

それは、選挙権年齢等の十八歳への引下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備、国民投票の対象拡大についての検討の三つでございます。これらのうち前の二つは、本来は制定後三年間、すなわち、平成二十二年五月までに法整備を行うべきものでありましたが、現在はその期限を既に経過しております。

この改正案は、可及的速やかにこれら三つの宿題に対応し、憲法改正の手続を整備しようとするものであります。

次に、本法案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、選挙権年齢等の十八歳への引下げについてであります。この改正案では、改正法施行後四年を経過するまでの間は、憲法改正国民投票の投票権年齢は二十歳以上とし、それ以降は自動的に本則第三条に定める十八歳に引き下げることとしたしております。

その上で、選挙権年齢等の引下げについては、改めて、改正法の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討事項を改正法附則に規定することいたしました。

第二に、公務員の政治的行為に係る法整備について申し上げます。

公務員が行う国民投票運動については、賛成、反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限りに行うことができることとするともに、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないとしたしております。すなわち、純粹な国民投票運動に限って、公務員もこれを行うことができることとしたところで

あります。

また、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について、改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討事項を改正法附則に規定することとした。

さらに、在職中、国民投票運動を行うことができない公務員として、新たに、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官を加え、この違反に對しては、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処することとした。

第三に、国民投票の対象拡大について申し上げます。

この改正案では、憲法改正問題についての国民投票制度に関し、現行法附則第十二条の検討事項に代えて、改めて、その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずる旨の検討事項を改正法附則に規定することとした。

この改正案については、昨年十二月に自由民主党、公明党の実務者で合意した後、憲法改正に関わる土俵づくりに関する重要な法律であることに鑑みて、できるだけ多くの党派と共同提出したいとの考えの下、野党各党と個別に、あるいは一堂に会する場で、濃密な協議を行ってまいりました。

多くの党派の御主張を取り入れ、当初の与党案に修正を施した上で御賛同をいただくことができ、その結果、自由民主党、公明党に加えて、民主党、無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党の七党派でこの改正案を共同提出することとなった次第であります。

以上が、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願いいたします。

○会長(小坂憲次君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

二月二十八日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願(第四二二号)

第四二二号 平成二十六年二月二十日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町 秋山
喜作 外三十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

三月七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかす
ことに関する請願(第四八七号)

第四八七号 平成二十六年二月二十四日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 千葉県浦安市 岩崎一男 外十三
名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

四月四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法九条を変えることに
反対に関する請願(第九一六号)

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかす
ことに関する請願(第九五五号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和の
ためにいかすことに関する請願(第九五六号)

第九二六号 平成二十六年三月二十六日受理

日本国憲法九条を変えることに
反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 久保祥子 外
七百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強い戦争
への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作
られた。中でも戦争の放棄を定めた憲法第九条
は、二十一世紀の平和な国際社会の在り方を示す
ものとして国内外の人々からの熱い期待と支持を
集めている。しかし、今憲法第九条を変えアメリ
カの戦争で自衛隊が武力を行使できるようにし、
人権や自由を制限して、日本を再び戦争をする国
にしようとする動きが強まっている。憲法を変え
るこのような動きを受け入れることはできない。

一、日本国憲法第九条を変えることに
反対し、日本と世界の平和にいかすこと。

第九五五号 平成二十六年三月二十七日受理

憲法改悪に反対し、九条を守り、平和のた
めにいかすことに関する請願

請願者 新潟県上越市 小菅慶子 外三十
一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第九五六号 平成二十六年三月二十七日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のた
めにいかすことに関する請願

請願者 新潟県上越市 吉村実 外一名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省
から、人々の平和と民主主義の願いを込めて生み
出された。中でも戦争の放棄を定めた第九条は、

二十一世紀の世界の在り方を示すものとして平和
を愛する国内外の人々の熱い支持を集めている。
しかし、今憲法第九条を変え自衛隊を政府の意の
ままに海外に送り出せるようにし、自由や人権を
制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動
きが強まっている。このような憲法改悪の動きを
受け入れることはできない。

一、憲法改悪に反対し、九条を守り、平和のた
めにいかすこと。

第一一三九号 平成二十六年四月七日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 新潟市 見田八重子 外千五百八
十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一一四〇号 平成二十六年四月七日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 札幌市 中澤絵 外千五百八
名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一一四一号 平成二十六年四月七日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五
百八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一一四二号 平成二十六年四月七日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五
百八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

四月二十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一一六二号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに

関する請願(第一二二二二号)

一、憲法第九条・第九十六條改悪反対に関する

請願(第一二二三二号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一二二七八号)

第一一六二号 平成二十六年四月十一日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する

請願

請願者 北海道釧路市 菅原直人 外二百

九十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願

請願者 新潟県柏崎市 久住房子 外千八

百七十六名

紹介議員 井上 哲士君

世界の人の願いは、戦争も核兵器もなく平和に生きていることである。日本国憲法は、第二次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によって生み出された。特に第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、今第九条を変えようとする動きが強まっている。発議要件を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする

る法整備を行うとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは一致しない。今こそ日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちに生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求める。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかすこと。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法第九条・第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 白神多恵子

外二百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

今、国の将来を決める重要な分かれ道に立っている。一つの道は、米日支配層がもくろむ憲法第九条改正の道である。そのための手順として、まず憲法第九十六條が定めた憲法改正の発議要件を緩め、外堀を埋めた上で憲法第九条を改正し、国防軍を創設し、米国と共同して海外で戦争をする強い国につくり変える道である。今一つの道は、侵略戦争と植民地支配によってアジアと世界に多くの犠牲をもたらし反省に立って、日本が再び侵略国にならず、またヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国の国民として、平和の思想と願いを凝縮した人類の貴重な宝である憲法第九条をしっかり守っていく道である。この岐路における選択は明らかである。

一、憲法改悪に反対し憲法第九条第九十六條を守ること。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法第九条第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 白神多恵子

外二百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

今、国の将来を決める重要な分かれ道に立っている。一つの道は、米日支配層がもくろむ憲法第九条改正の道である。そのための手順として、まず憲法第九十六條が定めた憲法改正の発議要件を緩め、外堀を埋めた上で憲法第九条を改正し、国防軍を創設し、米国と共同して海外で戦争をする強い国につくり変える道である。今一つの道は、侵略戦争と植民地支配によってアジアと世界に多くの犠牲をもたらし反省に立って、日本が再び侵略国にならず、またヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国の国民として、平和の思想と願いを凝縮した人類の貴重な宝である憲法第九条をしっかり守っていく道である。この岐路における選択は明らかである。

一、憲法改悪に反対し憲法第九条第九十六條を守ること。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法第九条第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 白神多恵子

外二百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

今、国の将来を決める重要な分かれ道に立っている。一つの道は、米日支配層がもくろむ憲法第九条改正の道である。そのための手順として、まず憲法第九十六條が定めた憲法改正の発議要件を緩め、外堀を埋めた上で憲法第九条を改正し、国防軍を創設し、米国と共同して海外で戦争をする強い国につくり変える道である。今一つの道は、侵略戦争と植民地支配によってアジアと世界に多くの犠牲をもたらし反省に立って、日本が再び侵略国にならず、またヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国の国民として、平和の思想と願いを凝縮した人類の貴重な宝である憲法第九条をしっかり守っていく道である。この岐路における選択は明らかである。

一、憲法改悪に反対し憲法第九条第九十六條を守ること。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法第九条第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 白神多恵子

外二百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

今、国の将来を決める重要な分かれ道に立っている。一つの道は、米日支配層がもくろむ憲法第九条改正の道である。そのための手順として、まず憲法第九十六條が定めた憲法改正の発議要件を緩め、外堀を埋めた上で憲法第九条を改正し、国防軍を創設し、米国と共同して海外で戦争をする強い国につくり変える道である。今一つの道は、侵略戦争と植民地支配によってアジアと世界に多くの犠牲をもたらし反省に立って、日本が再び侵略国にならず、またヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国の国民として、平和の思想と願いを凝縮した人類の貴重な宝である憲法第九条をしっかり守っていく道である。この岐路における選択は明らかである。

一、憲法改悪に反対し憲法第九条第九十六條を守ること。

第一二二二二号 平成二十六年四月十五日受理

憲法第九条第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 白神多恵子

外二百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

今、国の将来を決める重要な分かれ道に立っている。一つの道は、米日支配層がもくろむ憲法第九条改正の道である。そのための手順として、まず憲法第九十六條が定めた憲法改正の発議要件を緩め、外堀を埋めた上で憲法第九条を改正し、国防軍を創設し、米国と共同して海外で戦争をする強い国につくり変える道である。今一つの道は、侵略戦争と植民地支配によってアジアと世界に多くの犠牲をもたらし反省に立って、日本が再び侵略国にならず、またヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国の国民として、平和の思想と願いを凝縮した人類の貴重な宝である憲法第九条をしっかり守っていく道である。この岐路における選択は明らかである。

一、憲法改悪に反対し憲法第九条第九十六條を守ること。

第一二七八号 平成二十六年四月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する

請願

請願者 川崎市 大城耀子 外千六百六十五

名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

五月二日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一二九三二号)

一、憲法第九条・第九十六條改悪反対に関する

請願(第一三〇一〇号)

第一二九三二号 平成二十六年四月十八日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する

請願

請願者 札幌市 太田真 外百三十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一三〇一〇号 平成二十六年四月二十一日受理

憲法第九条・第九十六條改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 甲斐和敏 外

二百九十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一二二三二号と同じである。

五月九日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法第九条を改悪することの反対に関する

請願(第一三四八号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに

関する請願(第一四四六号)(第一四四七号)

(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四五〇

号)(第一四五一号)(第一四五二号)(第一四五

三号)(第一四五四号)(第一四五五号)(第一四

五六号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守る

ことに関する請願(第一四五七号)(第一

四五八号)(第一四五九号)(第一四六〇号)

(第一四六一号)(第一四六二号)(第一四六三

号)

第一三四八号 平成二十六年四月二十五日受理

日本国憲法九條を改悪することの反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 白石和香葉

外七百四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一四四六号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願

請願者 和歌山市 奥山トシ子 外五千七

百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二二三二号と同じである。

第一四四七号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願

請願者 兵庫県尼崎市 北野篤子 外五千

七百八十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二二三二号と同じである。

第一四四八号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願

請願者 茨城県つくばみらい市 中村範子

外五千七百八十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二二三二号と同じである。

第一四四九号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願

請願者 東京都江戸川区 中村悦子 外五

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五〇号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 東京都大田区 高橋美智代 外五

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五一号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 東京都江戸川区 土屋妃菜子 外

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五二号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 千葉県船橋市 児玉紀子 外五千

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五三号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 埼玉県久喜市 寺井明男 外五千

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 大阪府泉南市 望月真佐子 外五

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五五号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 宮崎市 奥山真由美 外五千七百

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五六号 平成二十六年四月二十八日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する

請願者 和歌山市 原紀美子 外五千七百

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

請願

第一四五七号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 長野県佐久市 白江静子 外六千

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

の基本的な人権の公の秩序を理由にした制限、改憲
手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容で
ある。日本国憲法は制定から約七十年、国民の
様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久
平和の追求という基本理念を守り、発展させてき
た歴史がある。一方で憲法をないがしろにした政
治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキング
プアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化
が深刻になっている。憲法をもっと積極的にいか
し、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうち
に人間らしく生き働ける日本を実現していくこと
が今こそ必要である。
ついでに、次の事項について実現を図られた
い。一、憲法を守り、日本を戦争できる国にしないこ
と。

この請願の趣旨は、第一二二二一号と同じである。

第一四五八号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 東京都調布市 川野通久 外六千

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四五九号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 仙台市 佐藤博昭 外六千百十八

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四六〇号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 宮城県宮城郡利府町 行川真智子

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四六一号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 大阪府柏原市 宮風江里子 外六

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四六二号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 沖縄県うるま市 長浜洋子 外六

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第一四六三号 平成二十六年四月二十八日受理

日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること

請願者 大阪市 白井佳子 外六千百十八

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

五月十四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部

を改正する法律案(衆)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部

を改正する法律案

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九

年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう」の下に、「第百条の二に

おいて同じ」を加える。

第百条の次に次の一条を加える。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第百条の二 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に規定する役員をいう)を含み、第百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規定」という)にかかわらず、国会が憲法改正を發議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び憲法改正に関する意見の表明をすることができない。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

第百一条第一項中「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為(以下「国民投票運動」という。)」を「国民投票運動」に改める。

第百二条の見出し中「中央選挙管理会の委員等」を「特定公務員」に改め、同条中「中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
 - 二 国民投票広報協議会事務局の職員
 - 三 裁判官
 - 四 検察官
 - 五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員
 - 六 警察官
- 附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第十一条及び第十二条を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう)に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(法制上の措置)

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第一号中正誤

ページ 段行 誤 正

二 四から 終わり 強化と 強化等 七六